

議案第48号

沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月9日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「次に」を「基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第2の2の2-2（2）ロに定める方法により算出した共同住宅（以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。）にあっては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同号ウ中「次に」を「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあっては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあっては次に」に改め、同項第4号イ中「次に」を「住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあっては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあっては次に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。